

第77回理事会・第37回評議員会 承認

2024（令和6）年度

事業計画書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

公益財団法人 公益法人協会

目 次

2024(令和6)年度 事業計画書

はじめに

環境認識	1
基本方針	1
I 普及啓発事業（公益目的事業1）	5
1 出版	5
2 Web	5
3 シンポジウム	5
4 国内外非営利組織との連携	6
5 メディア対策	6
6 インターンシップ推進	6
II 支援・能力開発事業（公益目的事業2）	7
1 相談室	7
2 セミナー	7
3 機関誌	8
4 情報公開支援（共同サイト）	9
5 団体保険	9
III 調査研究・提言事業（公益目的事業3）	10
1 調査研究	10
2 専門委員会	11
3 政策提言	11
IV 法人管理	13
1 会員管理	13
2 組織運営	13

2024年度事業計画書

はじめに

【環境認識】

政府は、2024（令和6）年の通常国会へ公益法人制度改正及び公益信託制度抜本改正の法案提出を予定しており、その時期は予算成立後の3月以降が有力である。公益法人制度については2006年制度改革後、初めての大幅な改正となり、公益信託制度については制度創設後初の抜本的な改革となる。

法案が成立すれば、公益法人制度の部分は翌年度（2025年4月）から、公益信託の部分は翌々年度（2026年4月）から、それぞれ施行の見通しとなっており、その間、政省令・ガイドラインの改正、会計基準の見直し等細部についての具体的な検討が進められる予定である。

このような状況に鑑み、2024年度は全事業を通じて、公益法人制度改正・公益信託抜本改革に照準を合わせた活動を展開することが求められる。

【基本方針】

以上の環境認識のもと、2024年度は以下の点を基本方針として事業計画を策定した。

1. 当協会の中期経営計画（2022年度～2024年度。以下、中期計画という）の最終年度として、その事業計画の基本的事項について未実施の部分を含めて、その着実な成果を期するものとする。実行に当たっては、これまで実行できた部分と手つかずの部分に分けて、その原因の分析と対応を考えるとともに、必要に応じて中期計画の方針の再検討や修正も柔軟に行う。

（*）2023年の実施状況については、末尾の「中期経営計画（工程表）」参照。

2. 出版物、Web、講演会・報告会等の活用並びにメディア及び市民社会組織との連携を図ることにより、制度改革の周知及び民間公益活動の推進と理解向上に努める。
3. 会員団体をはじめとする公益法人が円滑に制度改革に対応できるよう出版事業、Web事業、相談事業、セミナー事業、機関誌事業、情報公開等による支援体制の拡充を図る。
4. 制度改革等、公益法人をめぐる環境変化に対応するため、当協会内の既存の委員会の下、小委員会等を設置、もしくはアドホックに会議体を組成して調査、理論的検討を行う。

5. 政策提言では、シンポジウム2023「新たな公益法人制度を目指して」の大会声明（後掲参照）を実現することに努め、制度改正の詳細については適宜要望活動を展開する。そのために関係当局及び政党などと対等に意見交換できるよう一層の関係強化を図る。
6. 法人管理においては、会員増強、寄附金拡充、労務・人事面でのいっそうの充実を図る。

事業ごとに主な点を掲げると次のとおりである。

1. 普及啓発事業（公益目的事業1）

- ・出版：公益法人制度改正という重要な時期をとらえ、改正後の制度の理解促進と実務情報の提供に努める。当年度での刊行書籍は以下5点を計画する。
 - 『公益法人・一般法人の税務実務〔第4版〕』『基礎から確認するQ & A【機関運営編】』『新しい公益法人・一般法人の資産運用〔第2版〕』『公益法人 定款・諸規程例〔新版〕』『公益法人・一般法人の理論と実務』
- ・WEBサイト：当協会の各種事業及び政府等の動きに関するタイムリーな情報発信に努めるとともに、法人運営の参考となる各種資料についても積極的に公開する。また、メール通信に掲載する内容をよりタイムリーに決定し配信するため、担当体制の見直しを実施する。
- ・国内外連携：令和6年能登半島地震で被害を受けた地域の復興に向けた非営利組織等の活動に対して支援を行う。また、海外の中間支援組織との情報交流を図り、併せて日本の市民社会組織関連の情報を海外にも発信する。
- ・メディア対策：公益法人をめぐる諸課題や当協会の活動をテーマに、メディア関係者との意見交換の機会を設定し、公益法人のイメージ向上に努める。
- ・インターンシップ推進：若い世代に公益法人への理解を深めてもらい、将来の担い手を増やすことを目的として、大学生数名を対象とした実習を実施する。

2. 支援・能力開発事業（公益目的事業2）

- ・相談室：公益法人制度改正に際し、会員団体をはじめとする公益法人が円滑に対応できるよう、相談室の支援体制を充実させる。
- ・セミナー：会場型「公益法人・一般法人」及び「社会福祉法人」会計セ

ミナーを第一、会場型テーマ別特別セミナーを第二、Webセミナーを第三の柱とし、公益法人を取り巻く環境変化に対応したセミナーを企画・実施する。また、公益法人制度及び公益信託制度の改正動向を注視し、必要に応じて主要都市で講演会・報告会の企画を検討する。

- ・機関誌：公益法人制度改革という重要な時期をとらえ、改正後の制度の理解促進と実務情報の提供に努める。実務情報の提供で中心的な役割を果たしているQ&A（制度運営、会計等）については、より分かりやすく・読みやすいものにするとともに、公益法人制度改革や公益信託制度改革等については有識者による専門的な内容解説を行う等、読者層により広がりをもった編集方針とする。
- ・情報公開支援（共同サイト）：官報に決算公告掲載があった法人、新設法人、ホームページ未開設法人へDMやメール勧誘を行うなど新規開拓の工夫を行う。
- ・団体保険（役員賠償責任保険、サイバー保険）：保険内容の充実を検討するとともに、加入団体の拡大に努める。

3. 調査研究・提言事業（公益目的事業3）

- ・調査研究：公益法人制度改革への対応を最優先とし、「民間法制・税制調査会」「非営利法人関連の判例研究会」「年次アンケート」「英米関係機関との連携による情報入手」等の事業を実施する。
- ・専門委員会：会員団体、非営利法人関係者からの要望、意見を集約し、非営利法人を取り巻く制度、環境などの改善に繋げるため、法制、コンプライアンス、税制、会計の4専門委員会を開催する。
- ・政策提言：公益法人協会シンポジウム2023において採択された大会声明の実現に向け、政府、政党及び関連団体に広く働きかける。公益法人・一般法人をはじめ非営利法人制度及び税制、加えて公益信託制度、並びに行政の不適切な処分について、適切な提言活動を行う。

4. 法人管理

- ・会員管理：会員アンケート、グループ別情報交換会、新春講演会・懇親会の企画・開催するとともに、会員サービスのいっそうのPRに努める。
- ・財務：財政基盤強化のため、会員数の拡大や事業の充実、助成金の獲得による基盤整備の増強はもちろんであるが、管理面においては各種経費の見直し、低減を継続する。

以上

<参考>

公益法人協会シンポジウム 2023
大会声明 2023

I 今回の公益法人制度改革に対して

1-1 現行収支相償原則の改正について

我々は、今回の改正を支援すると同時に、儲けてはいけない＝黒字はいけないという収支相償原則の最終的撤廃に向けて活動する。

1-2 現行遊休財産規制の改正について

我々は、今回の改正を支援すると同時に、より一層自由な資金確保と活用に向けて活動する。

1-3 事業変更時等の認可・届出区分等行政手続きの簡素化について

今回の改正は、相当大幅なものであり、基本的には評価するものの、定款目的・事業範囲内変更等に関し、更なる改善を望むものである。

1-4 わかりやすい、かつ、作成しやすい財務情報の開示

我々は、今回の合理化を理解すると同時に、小規模法人対応はじめ、より一層の負担軽減に向けて活動する。

1-5 法人運営の透明性の向上・開示情報の充実

我々は、かねてより自主的な、法人運営の透明性の向上・法人自らはもとより行政庁が保有する開示情報の充実について賛同しており、その方向は基本的に賛成である。

1-6 法人の自律的なガバナンスの充実

我々は、かねてより法人の自律的なガバナンスの充実の趣旨について賛同しており、小規模法人等の実態を踏まえた制度化に留意しつつ、その方向は基本的に賛成である。

1-7 制度改正の検証

我々は、今回の制度改正案は、前進と評価するも、更なる前進に向けて、行政庁においては、実態面及び制度運用面の検証を、法律文言上あるいは制度上も確保していただきたい。また、我々公益法人サイドは、自らも新制度運用実態を実地に検証し、必要に応じて更なる改善に向けて活動する。

II 今回の公益法人制度改革対応を超えてー公益法人の成長・発展に向けてー

(1) 我々公益法人は、社会的責任と自らの役割を改めて自覚し、今回の公益法人制度改革を超えて、多様で変化の激しい社会のニーズに対応し、新たな事業展開にチャレンジし、社会に新しい価値を創造する「変革の担い手」とならねばならない。

(2) 公益法人がさらに進化するため、行政庁との対話に加えて、セクターの垣根を超えた他の社会的課題に取り組む主体との「連携」にも取り組む。

(3) 「民による新しい公益」を原点に、更なる改革に取り組むべく、我々は、財政基盤の充実を図り国民や社会等への積極的働きかけ、組織の効率化を図るため、新たな経営手法の導入（営利法人の手法の取捨選択導入を含む）、及びそれらを支える人材の育成を実施する。

(4) 公益団体の数が圧倒的に多い英米の実態とそれを育む制度に鑑み、民間公益活動の自由がいかに重要かということを訴求する。そのためには、国民に向けたアピールと同時に、義務教育下にある若い世代へ教育を通じた非営利公益セクターの周知を図る。

以上

I 普及啓発事業（公益目的事業 1）

1. 出版

- ① 公益法人制度改革・公益信託制度改革という重要な時期をとらえ、改正後の制度の理解促進と実務情報の提供に努める。さらに、より多くの会員読者のニーズに応えるため、また将来の会員となる広く非営利法人全体に対して、有益な情報を提供しうる出版事業とする。このため、外部有識者・外部専門家による執筆・寄稿を推進し、グループ化（サロン化）を図る。
- ② 当年度での刊行書籍は以下 5 点を計画する。
- ・『公益法人・一般法人の税務実務〔第 4 版〕』出塚会計事務所・編著。
 - ・『基礎から確認する Q & A 【機関運営編】』公益法人協会相談室・編著。
 - ・『新しい公益法人・一般法人の資産運用〔第 2 版〕』梅本洋一・著。
 - ・『公益法人 定款・諸規程例〔新版〕』公益法人協会・編集。
 - ・『公益法人・一般法人の理論と実務』今泉邦子・南山大学大学院法務研究科教授、雨宮孝子・公法協理事長・共著（創立 50 周年記念事業）
- ③ 以下の書籍は、当年度は改訂作業など刊行準備を進める。
- ・『公益法人・一般法人の運営実務〔第 4 版〕』公益法人協会・編著
 - ・『公益法人・一般法人 関係法令集〔第 3 版〕』公益法人協会・編
 - ・『公益法人・一般法人の理事の役割と責任〔第 3 版〕』濱口博史・編著

2. Web

(1) 公法協 Web サイト

当協会の各種事業および政府等の動きに関するタイムリーな情報発信に努めるとともに、法人運営の参考となる各種資料についても積極的に公開する。

(2) メール通信

当協会の関係者、セミナー受講者、個別相談受付者、シンポジウム参加者、各種アンケート回答者、名刺交換先等を対象に、普及啓発のため、広く積極的に発信する。なお、個人情報保護の観点には十分留意する。

3. シンポジウム

本年度は、シンポジウムは開催しないが、公益法人制度及び公益信託制度の改正動向を注視し、必要に応じて主要都市で講演会・報告会の企画を検討する。

4. 国内外非営利組織との連携

(1) 国内連携

- ① 令和6年能登半島地震で被害を受けた地域の復興に向けた非営利組織等の活動に対して支援を行う。
- ② 非営利組織主催の集会等に参加し、ネットワークの構築、情報収集に努める。
- ③ 若い世代に「公益法人」の役割・理解を普及・啓発するために、ユースグループや教育機関との接点を見出す工夫を図る。

(2) 海外連携

- ① **英米等主要国の中間支援組織等との連携交流**：当協会と最も親和性の高い、英国・National Council for Voluntary Organisations (NCVO) 及び米国・Independent Sector (IS) を含む海外の中間支援団体、非営利組織との連携交流を継続し、海外からの最新動向及び政策面の先進事例などの有益な情報の入手に努め、我が国における海外非営利セクターに関する理解促進および公益法人のよりよい制度環境、活動環境の実現に向けた政策提言等に役立てる。
- ② **東アジア市民社会フォーラム**：市民社会ベースで、①日中韓の相互理解と融和の促進、②市民社会セクターが抱えるさまざまな課題とその解決策の共有、③市民社会セクターのよりよい制度環境、活動環境の実現に向けた検討を行うため、韓国ボランティアフォーラム (KFV) および中国国際民間組織協力促進会 (CANGO) と共に持ち回りで年次フォーラムを実施しているが、2024年度は中国がホスト国となり第15回東アジア市民社会フォーラムを開催する。日本国内では当協会が事務局となり実行委員会形式により準備会議を5回前後開催し、同フォーラムの開催に参画する。

5. メディア対策

公益法人をめぐる諸課題や当協会の活動をテーマに、メディア関係者 (TV・新聞の編集局長・編集主幹等) との意見交換の機会を設定し、公益法人のイメージ向上に努める。また、公益法人の報道内容に誤解があれば、随時理解を求めていく。

6. インターンシップ推進

若い世代に公益法人への理解を深めてもらい、将来の担い手を増やすことを目的として、例年、大学生数名を対象とした実習を実施している。実習期間を通じ、学生が公益法人の役割や現状について理解を深められるようカリキュラムの内容を工夫する。また、インターンシップ終了後も公益法人界に継続して関心を寄せてもらえるような取り組みを検討する。

Ⅱ 支援・能力開発事業（公益目的事業2）

1. 相談室

2025年度の公益法人制度改正に際し、会員団体をはじめとする公益法人が円滑に対応できるよう、相談室の支援体制を充実させる。また、当協会のレーゾン・デートル(raison d'être)たる相談室が、コロナ禍を経て、会員団体をはじめとする公益法人、一般法人等にあらためて頼りにされる存在となるよう、再構築を図る。

(1) 相談室の利用度・満足度向上

- ① 相談室連絡会を年1～2回オンラインを併用して開催し、相談員の情報交換、相談の質の向上に努める。
- ② 増加する相談ニーズに確実に対応できるよう、相談体制の強化を検討する。
- ③ 公益法人誌、HP、セミナー等と一層連携し、積極的な相談室の広報に努める。
- ④ 広く公益法人等の相談に対応しつつも、「会員サービス」の観点を考慮した仕組みづくりを検討する。
- ⑤ 次期相談員候補者となりうる人材の確保について留意する。

(参考) 相談実績 (件数)

	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度(見込)	2024(令和6) 年度(計画)
面接相談	95件	114件	170件	300件
電話相談	3,350件	3,084件	2,800件	4,000件

(2) 専門職による支援体制

専門知識の支援を求める法人には、会員を中心に、引き続き、弁護士、司法書士、社会保険労務士及び税理士等の専門職を紹介する。

(3) 行政庁委託相談事業

内閣府の相談会事業が実施される場合は、前年度に引き続き入札に参加する。

2. セミナー

(1) 各種セミナー

- ① 会場型「公益法人・一般法人」及び「社会福祉法人」会計セミナーを第一、会場型テーマ別特別セミナーを第二、Webセミナーを第三の柱とする方針を踏襲する。
- ② 公益法人・一般法人対象会計セミナーの実施予定回数は下記のとおり（カッコ内は

前年度実績)。前年度並みの計 51 回を予定(前年度 51 回)。大都市中心に集客を図る。
入門編 12 (12)、基礎編 12 (12)、実務編 13(13)、決算編 14 (14)

- ③ 社会福祉法人対象会計セミナーの実施予定回数は下記のとおり(カッコ内は前年度実績)。前年度並みの計 33 回を予定(前年度 31 回)。前年度基本編より各新講師でスタートした広島、高松をはじめ、主務官庁への協力依頼で地方の集客に注力する方針である。

初級編 8 (6)、基本編 8 (8)、予算・実践編 9 (9)、決算編 8 (8)

- ④ 特別セミナーは全体で 59 回を予定。(前年度 50 回)。制度改正を加えた制度運営等や人事労務の育児・介護休業を新規に開講する一方、制度改正後の経過措置を踏まえた立入検査・定期提出書類作成の内容修正を検討する。

制度運営 15(15)、公益法人・一般法人新任職員向け等会計 10(10)、社会福祉法人役員・管理者向け会計等 11(10)、人事労務 12(9)、税務 6(6)、制度改正を受けた会計テーマ(要検討)5(0)

- ⑤ Web セミナーの実施予定回数は再配信を含んで 57 回。(前年度 57 回)

会計 12(12)、社福会計 12(13)、社福 9(6)、制度運営(制度改正等含む)10(10)、人事労務 6(4)、税務 6(10)、運用 2(2)

- ⑥ その他、公益法人制度及び公益信託制度の改正動向を注視し、必要に応じて主要都市で講演会・報告会の企画を検討する。

- ⑦ セミナー事業は、非会員の法人責任者・担当者と直接会う機会が多いことから、会員獲得につながる活動に引き続き注力する。

- ⑧ コロナ禍は徐々に収まりつつあるが、感染のリスクが消えたわけではないことから、ソーシャルディスタンスの確保を継続する。受講者用の長テーブル 3 名掛けは時期尚早と考え、2 名掛けまでとする方針である。

(2) 講師派遣

- ① 法改正を踏まえ、金融機関からの大人数顧客を対象とした講演等の依頼が増加する見込みである。
- ② 会員団体からの依頼を中心として、非会員団体からは会員獲得に繋がる依頼者を優先的に対応する。
- ③ 地方自治体の職員教育としての出講依頼も対応する。

3. 機関誌

- ① 公益法人制度改革・公益信託制度改革という重要な時期をとらえ、改正後の制度の理解促進と実務情報の提供に努める。さらに、より多くの会員読者のニーズに応えるため、また将来の会員となる広く非営利法人全体に対して、有益な情報を提供するため、外部有識者・外部専門家による執筆・寄稿を推進し、グループ化(サロン化)を図る。また、会員読者のニーズや要望を定期的に入手できる体制を構築する。

- ② 「広報会議」(23年度中「拡大編集会議」と称す)を開催し、公益に関する事象を的確にとらえ、かつ会員団体間の交流の場をもうけ、機関誌はもちろんのこと其他媒体(特にWebサイト)も活用し、「公益法人の広場」(創刊の辞)という機能・役割を担っていく。
- ③ 2024年度より、内容を一部刷新する。実務情報の提供で中心的な役割を果たしているQ&A(制度運営、会計等)については、より分かりやすく・読みやすいものにするとともに、公益法人制度改正や公益信託制度改正等については有識者による専門的な内容解説を行う等、読者層により広がりをもった編集方針とする。また、機関誌の奥付での次号予告や、セミナー開催の告知・予告等をさまざまな媒体と連動させて行う。
- ④ 会員専用ホームページ、制作・編集プロセスの改善等、中期的なシステム対応を検討し、会員に対する利便性の向上と、業務の効率化・全体的なコスト削減を図る。

4. 情報公開支援(共同サイト)

- ① 官報に決算公告掲載があった法人、新設法人、ホームページ未開設法人へDMやメール勧誘を行い新規開拓する。
- ② 未利用法人に対しセミナーDMにチラシを同封し発送費用を抑え、メール勧誘も定期的に行う。公益法人誌への広告掲載も継続する。

5. 団体保険(役員賠償責任保険、サイバー保険)

公益法人・一般法人の機関運営の一層の円滑化を目的として2012年度に設置した団体保険制度(うちサイバー保険は個人情報漏えい保険として2016年度開始)は、2021年度に行政庁の変更認定を受け、公益目的事業2の一つとなったものである。

2024年度もさらなる保険内容の充実を検討するとともに、加入団体の拡大に努める。

Ⅲ 調査研究・提言事業（公益目的事業3）

1. 調査研究

（1）民間法制・税制調査会

6回程度の調査会を開催する。テーマは以下のとおりであるが、公益法人制度改正への対応を優先する。本調査会の検討結果は、従来どおり調査報告書としてまとめ、その内容を政策提言に繋げる。なお、調査会メンバーは学識経験者7名、専門家3名、実務経験者7名の計17名とする。

<テーマ>

- ① 公益法人制度改正への対応（財務三基準の見直し、ガバナンス、情報公開等含む）
- ② 小規模法人等対応（英米比較等を含む）
- ③ 公益信託制度改革への対応
- ④ 社会的インパクト測定等に関する情報共有

（2）非営利法人関連の判例等研究会

4回の研究会を開催する。テーマは、引き続き一般法人法・公益認定法を巡る訴訟や、法人の事業運営に関連する各種行政庁の対応、会社法や特定非営利活動促進法及び個別の公益法人法制における事件や判例並びに関連通達の動向等とする。本研究会での調査結果は、当協会内のみならず公益法人・非営利法人界で共有するため、調査内容を「公益法人」誌で紹介する。

（3）年次アンケートの実施

今年度も引き続き、公益法人、一般法人の基本情報、法人選択、寄附・税制、組織運営、行政庁の対応等の状況を把握するためにアンケートを2024年8月に実施する。アンケート結果の概要は「公益法人」誌で紹介するが、詳細版としてはアンケート報告書を2025年2月までに制作し、ホームページ等で公表するとともに政策提言に役立てる。

（4）公益法人のためのESGファンド（ITAファンド）運用報告会（運営委員会）への参加

ESG投資研究会（2021年、2022年度に実施）において組成した外国籍投信を活用した公益法人専用ファンド（ITAファンド）について、稲盛財団、トヨタ財団、秋山記念生命科学振興財団が主催する運用報告会に、当協会もオブザーバーとして参加する。

（5）非営利セクターのシンクタンクの機能の強化

公益法人制度改正、及び公益信託制度改正に対応する。また、シンクタンク機能向上の一環として調査研究部門の専門性の向上、調査研究に関する資金獲得活動の強化、国内外関係機関との良好な関係の維持強化を図る。

(6) 英米関係機関との連携による情報入手

英米における制度的動向や現状把握を目的に、2019年に訪英調査ミッション、2022年に訪米調査ミッションを派遣した。2024年度は、英国における非営利セクターの動向調査および関係機関等との関係維持を目的に、全国ボランティア組織協議会(NCVO)年次大会に参加し、英国チャリティ委員会、デジタル・文化・メディア・スポーツ省市民社会局、その他関係団体を訪問することを検討する。調査の結果については、「公益法人」誌において紹介する。

2. 専門委員会

会員団体、非営利法人関係者からの要望、意見を集約し、非営利法人を取り巻く制度、環境などの改善に繋げるため、以下のとおり法制、コンプライアンス、税制、会計の4専門委員会を開催する。

(1) 法制・コンプライアンス合同委員会

公益法人制度改正対応及び必要に応じ公益信託制度改正対応を実施する。また、パブコメ案件等に対する対応を行う。その他、民間法制・税制調査会等の検討結果、非営利法人の動きや非営利法人関連の判例等研究会について情報共有し、必要に応じて対応する。

(2) 税制・会計合同委員会

2025年度税制改正要望の内容について検討するとともに、内閣府会計研究会の動向について注視し、パブコメ案件等に対する対応を行う。その他、民間法制・税制調査会等の検討結果、非営利法人の法制の動きや非営利法人関連の判例等研究会について情報共有する。また、2023年度に引き続き、税制・会計小委員会を設置し、内閣府会計研究会の動向把握、公益法人界としての意見集約、理論的根拠に基づいた提言を行う。

3. 政策提言

- ① 公益法人・一般法人をはじめ非営利法人制度及び税制、加えて公益信託制度、並びに行政の不適切な処分について、適切な提言活動を行う。
- ② 公益法人協会シンポジウム 2023 において採択された大会声明の実現に向け、政府、政党及び関連団体に広く働きかける。特に今般の公益法人制度改革の動向を注視し、関連内閣府令、ガイドライン、及び公益法人会計基準の改正等に関する政策提言を、他公益法人等と、更には必要と状況に応じ関係当局等と情報交換・連携し実施する。
- ③ 公益信託制度改正について、関係団体と連携し、国民、社会にとって使いやすい制度となるよう 2024 年度はもとより 2025 年度に向けて活動する。
- ④ 2020 年度に策定した「公益法人ガバナンス・コード」の普及を図る。

- ⑤ 当協会内委員会・研究会、シンポジウムでの意見集約、必要に応じ公益法人関係者を対象とする集会(Web 会議システムを利用)なども検討する。
- ⑥ 非営利セクターを取巻く環境変化・規制強化へのアンテナを張り、新たな社会的課題の発見に努め、必要に応じ他団体のアドボカシー・グループと連携し政策提言に繋げる。

IV 法人管理

1. 会員管理

- ① 会員が当協会に対し何を求めているかを正しく把握するために、年1回の会員アンケートを実施し、毎年継続する。
- ② 会員の参加者意識を高めるため、グループ別情報交換会、新春講演会・懇親会等を企画・開催する。
- ③ 公益法人誌、HP、セミナー等との連携を強化し、「会員サービス」のいっそうのPRに努める。
- ④ 会員を管理し増やす取り組みを、部署を横断し「オール公法協」で活発化させる。

(参考) 会員数の推移 (件数)

種別	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度(見込)	2024(令和6)年度(計画)
普通会員	1,303	1,317	1,324	1,350
特別会員	76	77	76	80
賛助会員	30	30	30	30
計	1,409	1,424	1,430	1,460
増減	+3	+15	+6	+30

2. 組織運営

- ① 理事会・評議員会等の開催については、引き続きオンライン出席を併用したハイブリッド方式にて、出席者意見の徴収に留意し、決議の省略の方法による場合は、議案の十分な説明とその補完に努める。
また、役員、評議員の員数的な適正規模と専門性及び多様性(性別、年齢別、国籍別等)を精査しつつ、現行の専門委員会や、法人運営に資する役割(各種委員会等)を付与した役員・評議員体制を引き続き検討する。
- ② 人材の確保、IT機器など設備投資を進めるため不可欠である、財政基盤強化のため、会員数の拡大や事業の充実、助成金の獲得による基盤整備の増強はもちろんであるが、中間支援組織たる公益財団法人として、一般寄附金の拡大や遺贈寄附による基本財産の増額を企図したイメージ戦略や、新たにWeb等による不断の募金の推進を行う。
- ③ 新型コロナウイルスなど各種感染症への対応はもちろんであるが、能登半島地震は首都圏直下地震や南海トラフ地震の発生を想起させ、自然災害への懸念は絶えない。リス

ク管理規程とその内規の見直しを行うとともに、BCP（事業継続計画）の策定を検討する。

また、定款、倫理規程（ガバナンス・コード）等諸規程に沿ったガバナンスの強化、ハラスメント防止のための講習等を行う。

- ④ 職員数は現状維持を基調とするが、業務によっては派遣社員など外部の業務支援の活用を引き続き検討する。また、既存職員のキャリア形成、人材育成の観点から人事異動にも配慮するほか、相談室の機能拡充のため、新たな相談員の採用を平時から意識する。
- ⑤ 事務所の移転については、ワンフロア化による業務間の連携向上や立地面の安全性、会員団体、役職員の利便性に配慮することはもちろんであるが、引き続き財務状況を見極めた上で進めることとする。
- ⑥ 情報発信、普及啓発のあり方、広報戦略等について、「広報会議」により検討・実践する。広報会議は、広報担当が主催し各事業担当者が参画する形で運営する。
- ⑦ アニュアルレポート 2023 を発行、会員他各方面に配布し、当協会の事業、活動のより一層の周知を図るとともに、会員拡大にも利用する。
- ⑧ 社内のPC環境については、2025 年中にサポート期間が終了するOS（基本ソフト）端末機、また、業務に不可欠なアプリケーションソフトはソフトウェアライセンスの更新期に留意し、リーズナブルな条件による順次入れ替えを実施する。
- ⑨ 収益減少に対しては、管理面においては各種経費の見直し、低減を継続する。

以上